

サンシティ一園生町緑地協定書

(目的)

第1条 この協定は、秩序と調和を図りながら庭のみどりを豊かにし、第3条に定める区域がみどりにつつまれ、洗練された町並みを形成し、安らぎのある快適な住まい環境になるよう、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号、以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づき定める。

(名称)

第2条 この協定を、サンシティ園生町緑地協定（以下「協定」という。）とする。
(協定区域)

第3条 この協定の区域（以下「協定区域」という。）は千葉市稲毛区園生町969番地他で別添図面に表示された区域とする。

(協定の効力)

第4条 この協定は、法律による認可を千葉市長から受けた日から起算して3年以内において、協定区域内に2以上の土地所有者等（第14条に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）が存することとなった時から効力が発生することとなり、この時以降において新たに協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力が及ぶものである。

(緑化に関する事項)

第5条 第1条の目的を達成するため、緑化に関する事項を次のとおり定める。
これに基づき土地所有者等は、その所有借権を有する土地又は地上権、若しくは賃借権を有する土地（以下「所有地等」という。）の緑化に努めるものとする。

- (1) 一宅地に植栽する樹木の本数は、高木4本に相当する数量を基準とし、詳細については別に定めるものとする。
- (2) 入居後においても所有者等は、潤いと季節感のあふれた住宅地するために、人目につきやすい場所には、自主的に花の咲く樹木、四季の変化を楽しめる樹木・生垣を植えるものとする。
- (3) 道路等に接する部分に「さく」等を設ける場合は、金網さく、鉄さく、その他これに類するもので透視可能なもの又は生垣等の植栽をするものとする。
ただし、出入口、車庫等に用いる部分についてはこの限りではない。
- (4) 植栽する樹木は、協定区域内の緑を豊かにするばかりでなく、近隣の環境保全に役立つことが必要であるため、それに適する樹木を次のものを参考に植栽するものとする。

1) 花又は四季の変化を楽しめる木

ウメ、アンズ、コブシ、カイドウ、サルスベリ、モクセイ、サクラ、ツバキ、サザンカ、ハナミズキ、ネムノキ、モミジ、モクレン、ハナズオ

ウ、ツツジ、サツキ、ドウダンツツジ、ジンチョウゲ、アジサイ、クチナシ、バラ、ヤマブキ等

2) 実のなる木

ナツメ、ザクロ等

3) 鳥が集まる木

モッコク、ナンテン、ヒサカキ、クロガネモチ、マサキ等

4) 景観を良くする木

マツ、モチノキ、スズカケノキ、ケヤキ、イチョウ、シイ、カシ、カツラ、クスノキ等

(緑化管理に関する事項)

第6条 協定区域内の土地所有者等は、この協定に基づいて植栽された樹木についてでは第1条の目的が達成されるよう善良な管理に努めることとする。

(1) 土地所有者等は、植栽された樹木が地域の保全に役立ち、かつ協定区域内の美観風致の向上に寄与するものであることを認識すること。なお、工作物設置の支障となる場合には、原則として移植することとし、枯損した場合には同種若しくは、協定に定める樹木を補植するものとする。

(2) 植栽した樹木が、各家庭、地域の環境保全に役立つようにするため、自主的な剪定、病害虫防除等を実施するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、さらに10年間延長するものとする。それ以後は通算して30年に達する前日までこの例による。

(協定の変更及び廃止)

第8条 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等全員の合意により、法律による許可を受けるものとする。協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等の過半数の合意により、法による認可を受けるものとする。

(所有地の譲渡等)

第9条 この協定は、新たに土地所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、所有者は、所有地等を譲渡した場合、新たに土地所有者等となった者に対し、この協定内容を明らかにするため、この協定書の写しを譲り渡さなければならない。

(代表委員会の設置)

第10条 この協定の効力が生じた場合は、(仮)サンシティ園生町自治会において年2回以上討議するものとする。この協定に関する事業及び事務を円滑に行う。

(違反者等に対する措置)

第 11 条 とり決めた第 5 条の緑化に関する事項、第 6 条の管理に関する事項を積極的に履行しない者、又は、この協定に違反した者に対し、代表委員会は、協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するものとする。

(協定書の保管)

第 12 条 この協定書の認可通知書は（仮）サンシティ園生町自治会が保管し、その写しとこの協定書を土地所有者等全員に配付し、土地所有者等はこれを保管する。

(補則)

第 13 条 この協定に定めるもののほか委員会の運営組織その他について必要な事項が生じたときは別にこれを定める。

(以下余白)